

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行			改正案			備考
国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第8号 第1条～第12条 省略 附則 省略 別表			第1条～第12条 省略（現行どおり） 附則 省略（現行どおり） 別表（第8条第3項関係）			
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項	
放射線安全 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員1人 ・同3号の委員 ・放射線研究室長 3人 ・各事業所の放射線取扱主任者3人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	省略	放射線安全 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員1人 ・同3号の委員 ・放射線研究室長 3人 ・各事業所の放射線取扱主任者3人 ・各地区の엑스線装置使用責任者 代表 2人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	省略 (現行どおり)	
特定生物安全管理 小委員会	省略	省略	特定生物安全管理 小委員会	省略（現行どおり）	省略 (現行どおり)	

附則（20細則第9号）

この細則は、平成20年7月7日から施行する。